

我孫子市民図書館の設置及び管理に関する条例

昭和54年12月27日条例第34号

最終改正 令和2年3月24日条例第27号

(設置)

第1条 図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定により、本市に図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
我孫子市民図書館	我孫子市若松26番地の4

2 前項に規定する図書館に、次の分館を置く。

名称	位置
我孫子市民図書館湖北台分館	我孫子市湖北台9丁目3番6号
我孫子市民図書館布佐分館	我孫子市新々田109番地の1

(職員)

第3条 図書館に館長、司書その他の職員を置く。

(会議室の使用)

第4条 別表に定める会議室（以下「会議室」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 会議室を使用することができる者は、市内に在住し、在勤し、又は在学する者とする。

ただし、教育委員会が必要があると認めた者については、この限りでない。

3 教育委員会は、第1項の許可をする場合において、管理運営上必要な条件を付することができる。

(会議室の使用の制限)

第5条 教育委員会は、会議室の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用の制限をすることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 営利を目的とする興業その他これに類する行為を行うおそれがあると認めたとき。
- (3) その他管理運営上支障があると認めたとき。

(会議室の使用の取消し)

第6条 教育委員会は、管理運営上支障があると認めるときは、第4条第1項に規定する許可を取り消すことができる。

(会議室の使用料)

第7条 第4条第1項の規定により会議室の使用の許可を受けた者（以下「会議室の利用者」という。）は、別表に定めるところにより使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料は、使用の許可を受けた会議室を使用する時に納入しなければならない。

ただし、教育委員会が必要があると認めたときは、この限りでない。

3 会議室の利用者は、自己の都合により許可を受けた会議室の使用を取りやめたときは、規則で定めるところにより使用料を納入しなければならない。

4 教育委員会は、必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

5 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が必要があると認めたときは、この限りでない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に教育委員会規則で定める。

我孫子市民図書館布佐分館

施設名	使用時間	使用料
第1会議室	午前9時から午後0時30分まで	500円
	午後1時から午後4時30分まで	500円
第2会議室	午前9時から午後0時30分まで	400円
	午後1時から午後4時30分まで	400円